【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月７日
【会社名】	株式会社　東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　綱川　智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目１番１号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長　篠崎　俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目１番１号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長　篠崎　俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1【提出理由】

当社に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日等

2010年

(2) 当該訴訟を提起した者の名称及び住所

名　称：Vasiliev Andrey Victorovich （以下「原告」）

住　所：ロシア連邦マガダン市

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は当社モスクワ事務所を被告として、原告が購入した当社製パソコンに不具合があったとして、当該パソコンの交換を求めて2010年に訴訟を提起しました。裁判所は当社モスクワ事務所に対して2010年7月16日付原告のパソコンの交換等を命じる判決を行いました。これに対し、原告は当社の対応を不服として新たな訴訟の提訴及び上訴を続けてまいりました。

(4) 訴訟の解決があった年月日、訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

2017年９月29日、ロシアのマガダン司法地区裁判所は、当社が原告に対し26,500ルーブルを支払うことを命じる判決をし、同年10月19日、上訴期間の満了により判決の効力が確定しました。

以　上